

毎週火、木、日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇規則

鳥取県行政組織規程の一部改正

## 規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県規則第三十八号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 課、局、所、係及び室(第六条―第

十四条)」を「第二節 課、局、係及び室(第六条―第十四条)」に改める。

第三条第一号中「課、局及び所、」を「課及び局、」に改める。

第五条商工労働部の項に次の一号を加える。

五 観光に関する事項

第五条土木部の項中第五号を削る。第二章第二節の節名中「所、」を削る。

第六条第二項中一課、局及び所」を「課及び局」に、

「課及び所」を「課」に改め、同条同項の三商工労働部の表中

失業保険課 別に定めるところによる。

観光課 別に定めるところによる。  
観光係、施設係

に改め、同条同項の五土木部の表中

観光課 観光係、施設係  
県庁舎建設管理事務所 庶務係、工務係

を削る。

第十条失業保険課の項の次に次のように加える。

- 一 観光課
  - 二 観光宣伝に関する事
  - 三 観光施設に関する事
  - 四 空港整備法の施行に関する事
  - 五 自然公園及び景園に関する事
  - 六 その他観光事業の育成指導に関する事
- 第十三条中「各課、所」を「各課」に改め、同条中観光課及び県庁舎建設管理事務所の項を削る。
- 第十四条第一項中「課長、局長又は所長」を「課長又

は局長」に改める。

第十六条第一項中「所、」及び「所長」を削る。

第十七条第二号中「課長、局長及び所長」を「課長及び局長」に、「課務、局務又は所務」を「課務又は局務」に改める。

第二章第五節の節名中「課、局、所員」を「課、局員」に改める。

第二十条(見出しを含む。)中「課員、局員及び所員」を「課員及び局員」に、「課長、局長又は所長」を「課長又は局長」に改める。

第七十八条の四第一項中

鳥取県米子地方農林振興局		
振興課	庶務係	
林業課	林政係、林業係、施設係	
耕地課	管理係、事業係	

を  
に改める。

鳥取県米子地方農林振興局		
振興課	庶務係、大山開発調査係	
林業課	林政係、林業係、施設係	
耕地課	管理係、事業係	

附 則

この規則は、公巾の日から施行する。ただし、県庁舎建設管理事務所に関する改正規定は、昭和三十七年九月一日から施行する。